

平成30年4月10日

平成30年度船用機関整備士資格検定実施計画

「船用機関整備士」1・2・3級資格の平成30年度資格検定及び資格有効期間更新を、次の要領で実施します。なお、3S級資格については、資格有効期間更新のみ実施します。

1. 1級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

本実施計画に添付して「平成30年度1級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付します。

(2) 新規講習会

平成30年5月より6月にかけて、全国5会場、各3日間で実施する予定。ただし、受講申込が5名未満の場合は開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科・実技・面接）

- ・学科試験：平成30年6月29日（金）に全国5会場で実施する予定。
- ・実技及び面接（口頭試問）試験：学科試験合格者に対し、平成30年8月下旬に全国3会場（相模原市、長浜市、福岡市）で実施する予定。

(4) 合格判定

- ・学科試験：合格基準点に達すること。
- ・実技及び面接試験：総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

平成30年9月末に、会員様宛に連絡致します。

2. 2・3級船用機関整備士資格検定

(1) 資格検定実施要領の案内

平成30年8月上旬に「平成30年度2・3級船用機関整備士資格検定実施要領」を送付する予定。

(2) 新規講習会

平成30年9月より10月にかけて、全国で2級：9会場、3級：11会場、で実施する予定。（各2日間）

開催会場は受講希望調査に基づき最終決定しますが、申込者が少数（10名未満）の場合は講習会の開催を取止めることもあります。

(3) 検定試験（学科試験、実技試験）

平成30年11月16日（金）に、全国10会場で実施する予定。（1日間）2級、3級を同一会場で実施します。

(4) 合格判定

総合評価点、学科試験及び実技試験のすべてが合格基準点に達すること。

(5) 合格発表

平成30年12月末に、会員様宛に連絡致します。

3. 1級船用機関整備士資格有効期間更新

(1) 資格有効期間更新実施要領の案内

本実施計画と同封して「平成30年度1級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を更新該当者所属会員に送付します。

(2) 更新講習会

平成30年5月より7月にかけて、全国9会場で実施する予定。

(3) 資格有効期間更新

更新講習会（含むグループ討議）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。所定の基準に達しなかった者は、レポートを提出後資格有効期間更新を行う。

4. 2・3・3S級船用機関整備士資格更新

(1) 資格有効期間更新実施要領の案内

平成30年8月上旬に「平成30年度2・3・3S級船用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を全会員に送付する予定。

(2) 更新講習会

平成30年9月より11月にかけて、全国20会場で実施する予定。

(3) 資格有効期間更新

更新講習会（含む技量確認）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。

(4) 特例措置

下記に該当する方については更新講習会の受講を免除し、交付申請書により更新手続きを行う。

- ・ 2級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において1級船用機関整備の新規講習会を受講した方。
- ・ 3級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
- ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において2級船用機関整備士の新規講習会を受講した方。
- ・ 3S級船用機関整備士資格有効期間更新対象者で、1・2・3級船用機関整備士資格を保持している方。

5. 資格の復活

過去に舶用機関整備士の資格を持ちながら何らかの理由で資格を失効した方も更新講習会を受講することにより資格の復活が出来ます。

添付の“舶用機関整備士資格復活要領について”に従い更新講習会の受講を申し込み下さい。

又、長期海外駐在、長期療養等で更新講習会を受講出来ず資格を失効したことを所属会社が証明（長期療養の場合は診断書）した方は、該当級の更新講習会を受講し所定の更新基準を満たした場合、原級（資格失効時の級）での舶用機関整備士として資格復活を認めることも出来ますので、事務局までご相談下さい。

船用機関整備士資格復活要領について

船用機関整備士資格を失効した方々は次の要領により資格復活が出来ます。

資格の復活には当該級の更新講習を受けることが必要であり、整備士資格証書または、整備士手帳の写しを添付し更新講習会の受講を申込み下さい。

尚、長期海外駐在、長期療養などで更新講習が受講出来なかった方は証明書等で確認できれば資格復活を認めることも有りますので、事務局までご相談下さい。

1. 資格復活の条件は次の通りです。

- 1-1) 整備士資格証書・整備士手帳の写し、整備士名簿等で過去の船用機関整備士資格を確認できる方。
- 1-2) 各級の船用機関整備士資格更新講習会を申込、受講された方。

2. 1級の資格復活要領

資格失効後の期間（正規の有効期間終了後）により、次の要領となります。

- 2-1) 資格失効後1年以内
 - ・ 1級更新講習会を受講し、通常の更新基準を満たした方は1級での資格復活となります。
 - ・ 期間延長後に資格を失効した方は次項 2-2) 又は 2-3) の扱いとなります。
- 2-2) 資格失効後1年を超え4年以内
 - ・ 1級更新講習会を受講すること。
 - ・ 当該年度の1級資格検定学科試験問題を通信添削で課し、合格された方は1級船用機関整備士としての資格復活となります。
 - ・ 合格されなかった方、又は通信添削の解答を期日内に提出されなかった方は2級船用機関整備士として資格復活となります。
- 2-3) 資格失効後4年を超えた方
 - ・ 1級更新講習会を受講すること。
 - ・ 当該年度の1級資格検定実技・面接試験を受験いただき、合格された方は1級船用機関整備士として資格復活となります。
 - ・ 合格されなかった方、又は実技・面接試験を受験されなかった方は、2級船用機関整備士として資格復活となります。

3. 2級の資格復活要領

資格失効後の期間（正規の有効期間終了後）により、次の要領となります。

- 3-1) 資格失効後4年以内
 - ・ 2級更新講習会受講により、2級船用機関整備士として資格復活となります。
- 3-2) 資格失効後4年を超えた方
 - ・ 2級更新講習会を受講すること。
 - ・ 更新講習会において資格復活試験（学科・実技）を受験いただき、合格された方は2級船用機関整備士として資格復活となります。
 - ・ 合格されなかった方は3級船用機関整備士として資格復活となります。

4. 3級または3S級の資格復活要領

- 4-1) 3級または3S級の更新講習会受講により、3級又は3S級船用機関整備士として資格復活となります。